

暮らしの情報コーナー

【凡例】時=日時・期間 所=場所 定=定員 対=対象 費=参加費・受講料等 持=持ち物 保育=一時保育 申=申し込み 問=問い合わせ 採=採用人数・時期・期間 他=その他の事項 抽選=応募多数の場合抽選 同伴=保護者同伴
 【申込方法】市=市役所(〒669-1595 三輪2-1-1) TEL=電話 ハ=ハガキ 往ハ=往復ハガキ F=ファクス e=eメール 窓=窓口 HP=ホームページ 必要事項=〒住所、名前、年齢、電話番号、ファクス番号、講座名 ※申し込み要の際は明記
 【留意事項】①費記載がないものは参加無料 ②申し込みは指定方法のいずれかで可 ③申記載がないものは申し込み不要

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント等を中止・延期する場合がありますので、参加前に各問い合わせ先にご確認ください。



講座

6月木工教室「振り子時計」

時 6月21日(日) 10時～15時30分 所 有馬富士共生センター 対 18歳以上の人または親子 ※電動工具を使う作業あり 大きさ:縦30cm×横20cm 定 10個(抽選) 費 1セット2,000円 申問 5月20日必着、参加者全員の必要事項と必要材料数をハFで、〒669-1505 尼寺968 有馬富士共生センター(566-1200 F 566-1199)

なりたい私になるカラー講座

十人十色のカラフルコミュニケーション 時 6月5日(金) 10時30分～12時 所 まちづくり協働センター 定 36人 申問 必要事項をTEL F e 窓で、人権・男女共同参画プラザ(559-5163 F 563-8001 e kippy-danjop@bz04.plala.or.jp) 10時～17時、水曜日

三輪明神窯史跡園

【絵付け体験講座「大皿にひまわりを描く」】時 5月16日(土) 13時～14時30分 ※小学2年生以下は同伴 定 先着10人 費 600円 申 5月13日までに下記
 【幼児ねんど遊び「ぐにょで遊ぼう」】時 5月20日(水) 13時～14時 対 幼児と保護者 定 先着10組 申 当日受付
 申問 必要事項をTEL F 窓 HPで、三輪明神窯史跡園(563-8211 F 兼) 9時～17時、月曜日 ※団体受付、出張やきもの講座にも対応



ふれあいと創造の里 陶芸館

【お気軽1日ミニ陶芸】動物の形の植木鉢 時 5月28日(木)・29日(金)、6月4日(木)・5日(金) 10時～14時(出来上がり後自由解散) 対 13歳以上 定 各日先着10人 費 1,500円(市外の方は2,250円) ※いずれも材料費込 申 希望日の3日前までに下記
 【火・水陶芸教室(6月生・全12回)】初心者向け手ひねりコース 時 6月2日～9月30日の火・水曜 9時30分～12時または13時30分～16時 定 先着各20人 費 6,000円(市外の方は9,000円) ※材料費別途 申 下記
 申問 必要事項をTEL Fで、同陶芸館(568-4340 F 兼) 月曜日

ガラス工芸館

【専門講師によるさまざまなガラスアートワークを学べる講座(12回)】 時 ①サンドブラスト初級講座 毎週木曜(第2木曜除く) 13時～16時 ②キルンワーク初級講座 毎週金曜 9時～12時 ③パーナーワーク初級講座 第2・4土曜 9時～12時 費 ①20,100円 ②37,400円 ③30,000円 ※材料費別途 定 ①2人 ②3人 ③3人 申問 必要事項をTELで、ガラス工芸館(564-5111 F 564-5118)



淡路風車の丘

【ノルディックウォーキング】淡路風車の丘からカルチャータウン方面へ歩く 時 5月16日(土) 10時～12時30分 費 500円(ポールレンタル無料) 定 20人 申問 5月9日までに、必要事項をTEL F 窓で、淡路風車の丘(567-5780 F 兼) 9時～17時、月曜日(祝日の場合は翌日休)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員の活動を紹介したパネル展示を行います 時 ①5月26日(火)～29日(金) ②6月2日(火)～12日(金) いずれも9時～17時30分 所 ①市役所本庁舎1階ロビー ②総合福祉保健センター1階ギャラリー 問 地域福祉課(559-5069 F 563-7776)

【「民生委員・児童委員」って?】厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談役として誰もが安心して暮らせるよう相談や支援活動に取り組んでいます。担当区域を決めて活動する区域担当民生委員・児童委員に加え、子どもや子育て家庭に関することを専門に担当する主任児童委員がおり、市内ではあわせて216人の委員が活動しています。(相談内容の秘密は守られます)

三田ふるさと学習館

【九鬼家住宅展示「江戸時代の三田八景を愛でる」】時 5月9日(土)～7月19日(日) 10時～16時 ※期間中は土・日曜、祝日のみ開館 問 三田ふるさと学習館(563-5587 F 兼) 10時～17時、月曜日



児童扶養手当5月期分を支給

母子・父子家庭などに支給される「児童扶養手当(3月・4月分)」を5月11日(月)に各受給者の指定口座に振り込みます。支給月額はすでに各受給者に通知した金額です。該当者で認定請求・現況届が未提出の方は手続きが必要です 問 子ども家庭課(559-5072 F 563-3611)

駅前子育て交流ひろば

【5月子育て相談】時 ①7日(木) ②13日(水) ③19日(火) ④26日(火) ①②④ 14時～16時 ③ 13時30分～15時 担当:①保健師 ②子育てアドバイザー ③助産師 ④管理栄養士
 【5月身長体重測定日】時 10日(日)・12日(火)・13日(水)・14日(木) いずれも10時～17時
 【5月定例プログラム】時 ①マタニティDay 19日(火) 13時～13時30分 ②ミルサポひろば 20日(水) 10時～12時 ③絵本よみかかせ 26日(火) 11時～
 【わらべうたベビーマッサージ体験版】時 6月24日(水) 11時～11時45分 対 12カ月までの子どもと保護者 定 10組(抽選) 申 6月9日必着で下記
 【日焼け前後の親子ケア】時 6月30日(火) 10時30分～11時30分 費 800円 対 就学前児の保護者 定 10人(抽選) 保育 4カ月～就学前児 10人 申 6月16日必着で下記
 申問 必要事項をハF e で、〒669-1528 駅前町2-1 駅前子育て交流ひろば(556-5230 F 556-5231 e ekimaekosodate@solid.ocn.ne.jp)

地域子育て支援センター

【5月みな・とっちひろば】時 月曜～金曜:10時～16時 土曜:9日・23日 9時30分～14時30分
 【子育てあいあい講座「乳幼児期はどうして大切なのか」】時 5月21日(木) 10時30分～11時30分 対 就学前児と保護者
 【子育て応援団「あいっこお話隊、お誕生会」】時 5月22日(金) 10時30分～11時30分 所 ウッディタウン市民センター
 【おはなし会】時 5月28日(木) 11時30分～11時45分 問 地域子育て支援センター(湊川短期大学内 560-7109 F 560-7204)

駒ヶ谷運動公園 子育て交流ひろば

所 親和学園駒ヶ谷体育館 時 9時30分～12時30分、13時30分～15時30分

タイトル	5月
講座・ふれあいあそび	8日
フリースペース・ミルクミルクたいむ	11・22・29日
ママ友くらぶ(午前)	11日
おはなしをきこう	12日
かざぐるまを作って遊ぼう	15日
うたってあそぼう	18日
絵本・ちょうちよであそぼ!	19日
おどってあそぼう 子育て相談日(午前)	25日
大型絵本の読み聞かせ 紙芝居	26日

問 すくすく子育て課(559-5079 F 563-3611) ※上記催しと各日とも予約なしで「自由遊び」が楽しめます



市民スポーツ教室

【「ソフトボール(全8回)」】時 5月23日～7月18日の毎週土曜 8時～11時 所 狭間小学校グラウンド 対 市内在住・在勤・在学の小学生以上 費 1,000円 定 50人(抽選) 持 グローブ、帽子 申問 5月22日必着、必要事項をF 往ハで、〒669-1545 狭間が丘5-4-1-106 ソフトボール協会・嶋村(562-0150 F 兼 090-8533-0147)
 【「ゲートボール(全6回)」】時 6月6日～7月11日の毎週土曜 9時～11時 所 末野公園 定 10人 申問 5月30日必着、必要事項をTEL Fで、ゲートボール協会・奥元(090-9544-5182 F 567-1202)



「工業統計調査」にご協力を

従業員が4人以上いる全ての製造事業所を対象に実施される重要な統計調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます(調査時点は6月1日)。調査票への回答にご協力をお願いします 問 産業政策課(559-5085 F 559-5024)

平成31年度介護保険料の納め忘れはありませんか

「平成31年度介護保険料」の未払いの納付書をお持ちの方は、至急納めてください。納め忘れのままになると、延滞金が発生します。また、特別な事情なく滞納を続けると、介護サービスを利用する際に、いったん費用の全額を支払わなければならないか、利用者負担が1割(一定所得以上は2～3割)から3割(利用者負担が3割の方は4割)に引き上げられることがあります。事情があつて一時的に支払いが困難な場合はご相談ください 問 介護保険課資格管理係(559-5077 F 563-1447)

戦没者などの遺族に対する「特別弔慰金」の受付

4月1日現在で、年金給付を受ける人がいない場合に、戦没者などの死亡当時の三親等内親族のうち、先順位の遺族1人に支給される「特別弔慰金」の請求を受け付けます 対 戦没者などの遺族支給 内容:額面25万円、5年償還の記名国債(令和3～7年償還分) 申問 5年3月31日までに、地域福祉課(559-5069 F 563-7776) ※前回(第10回)特別弔慰金を請求された人には5月下旬に別途案内を送付します。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来庁による相談・手続きの事前予約にご協力ください。